

令和 8 年

6 月定例総会会議録

酒 田 市 農 業 委 員 会

令和8年6月定例総会 会議録

1 日 時 令和8年6月12日（金） 午後2時00分 開議

2 場 所 市役所 703号室

3 出席委員（28名）

1 番	莊司太一郎	委員	2 番	後藤 保喜	委員	3 番	池田 良之	委員
4 番	大場 重樹	委員	5 番	石川 渡	委員			
7 番	吉高祐二郎	委員	8 番	五十嵐弘樹	委員	9 番	佐藤 秀之	委員
10 番	飯塚 将人	委員	11 番	佐藤 晴子	委員	12 番	兼山 宏勝	委員
13 番	尾形 大介	委員	14 番	樋口 準二	委員	15 番	佐々木浩希	委員
16 番	佐藤 浩良	委員	17 番	高橋 公基	委員	18 番	三浦ひとみ	委員
19 番	佐藤 利篤	委員	20 番	阿部 香美	委員	21 番	土田 治夫	委員
22 番	伊藤 正行	委員	23 番	佐々木治人	委員	24 番	伊與田明子	委員
25 番	川村 恵実	委員	26 番	齋藤 均	委員	27 番	佐藤 耕造	委員
28 番	田村 晴久	委員	29 番	遠田 裕己	委員			

4 欠席委員（1名）

6 番 佐藤 良 委員

5 事務局職員出席者

事務局長 玉澤千秋 事務局次長 齋藤 理博 主査兼農地係長 土門純洋
主事 宇野銀哉 建設産業主査 安部 誠 調整主任 小松文緒

6 報告事項

1. 農地法第3条の3届出書の受理について
2. 農地法第5条届出書の受理について
3. 農地の現況等に係る照会に対する回答について
4. 農地法第18条第6項の規定による通知受理について

7 議 事

議第26号 農地法第3条の規定による許可申請について
議第27号 農地法第5条の規定による許可申請について
議第28号 農用地利用集積等促進計画の認可について
議第29号 酒田農業振興地域整備計画の変更について

8 開 会

開 会

(午後2時00分 開会)

○事務局長 定刻になりましたので、ただいまから令和8年6月酒田市農業委員会定例総会を開会いたします。

開会に当たり、齋藤会長が挨拶を申し上げます。

○齋藤 均 会長

(挨拶)

○事務局長 ありがとうございます。

それでは、総会の議長は、酒田市農業委員会規定第19条により会長が務めるとなっております。齋藤会長、よろしくお願いいたします。

○齋藤 均 議長 それでは、皆様のご協力によりまして議事を円滑に進行したいと思います。

本日の欠席委員は、6番、佐藤良委員の1名です。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

お手元に配付しております定例総会次第によって進めます。

◎会議録署名委員の指名

○齋藤 均 議長 最初に、議事録署名委員の選任を行います。

選任の方法は、議長にご一任願います。

議事録署名委員は、25番、川村恵実委員、27番、佐藤耕造委員の両名にお願いいたします。

◎報告事項

○齋藤 均 議長 最初に、報告事項について事務局の説明を求めます。

○事務局長 報告事項につきましては、議案の1ページからになります。

今回の報告事項は、1番、農地法第3条の3届出書の受理について12件、2番、農地法第5条届出書の受理について1件、3番、農地の現況等に係る照会に対する回答について4件、4番、農地法第18条第6項の規定による通知受理について5件、以上22件につきまして農地係長からご報告いたします。

○農地係長

（報告事項を朗読説明する）

○齋藤 均 議長 報告事項ではございますが、ご質問、ご意見がある方お願いします。ございませんか。

後藤委員。

○2番 後藤保喜委員 2番、後藤です。

平田53番についてちょっとお尋ねしたいんですけれども、これは先月の5月総会の際に売買の案件が出たかと思うんですが、その後で解約という手続になったということですか。そこら辺、ちょっと順番、何というんでしょう……

○齋藤 均 議長 解約しなければならない。

○2番 後藤保喜委員 売買のときに同時に解約しなければいけなかった案件だったのか、そこら辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○齋藤 均 議長 事務局分かりますか。

○事務局 少々お待ちください。

○齋藤 均 議長 一旦、休憩します。

（休 憩）

（再 開）

○齋藤 均 議長 再開します。

事務局の説明を求めます。

○事務局 今回の後藤委員からの質問ですけれども、今、解約は5月20日で受けていたとなっていましたけれども、前回の議案に諮られて報告予定が6月17日になっておりますので、その時点での所有権移転なりますので、特に出てきた順番といいますか、議案に出てきた順番については、ちょっと逆転しているような感じですが、契約の流れとしては逆といいますか、順番どおりの日にちになっているようです。

○齋藤 均 議長 順番的に。契約は解約、売買というような日にちの手順になっているそうです。

○2番 後藤保喜委員 分かりました。

○齋藤 均 議長 ほかに何かございませんか。

○2番 後藤保喜委員 ごめんね。でも、スムーズな方法としては、解約もして売買の案件も出るというほうが何かいいような気がするんですが、その辺はどうですか。

○齋藤 均 議長 事務局。

○事務局 18条の6の合意解約につきましては、届出事項になるものですから、お互い解約した段階で届出していただくような感じなんですけれども、議案の場合は、審査してから定例総会で決めてから決定するような流れですので、確かに順番が変だということです。流れからすると農地中間管理事業の手続については、最初に促進計画の要請があって、その後に農業支援センターから認可についてこちらに照会があって、今回の議案の中に認可の公告の議案として、議案の中に今の案件についても出てくることになりますら。

○齋藤 均 議長 了解できましたか。

○2番 後藤保喜委員 はい。

○齋藤 均 議長 ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長 ないようですので、これで報告事項を終わります。

◎議 事

○齋藤 均 議長 これより議事に入ります。

議第26号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局長 議第26号 農地法第3条の規定による許可申請については、8件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。

詳細につきまして担当が説明いたします。

○事務局 議第26号 農地法第3条の規定による許可申請についてです。

なお、今回の農地法第3条の許可申請については、全ての案件におきまして、全部効

率活用要件、農業常時従事要件、地域との調和要件まで、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件を満たしているものと考えます。

また、今回の3条案件では、農業者年金への影響はございません。

10ページをご覧ください。

酒田85番、所有権移転、宮野浦の畑1筆、千石町の〇〇さんから宮野浦の〇〇さんへ。申請事由はその他で贈与になります。

酒田86番、賃貸借、安田の田1筆、安田の〇〇さんから吉田新田の〇〇さんへ。申請事由は相手方の要望で、10アール当たり賃金は1万円、1年契約になります。こちらについては、農地中間管理事業に移行の予定です。

続きまして、酒田87番、賃貸借、豊原の田1筆、安田の〇〇さんから吉田新田の〇〇さんへ。申請事由は相手方の要望で、10アール当たり賃料1万円、1年になります。農地中間管理事業に移行の予定です。

11ページをご覧ください。

酒田88番、賃貸借、安田の田1筆、安田の〇〇さんから吉田新田の〇〇さんへ。申請事由は相手方の要望で、10アール当たり賃料1万円、1年になります。こちらも農地中間管理事業に移行の予定です。

酒田89番、賃貸借、安田の田5筆、安田の〇〇さんの法定相続人〇〇さんから吉田新田の〇〇さんへ。申請事由は相手方の要望で、10アール当たり賃料1万円、1年になります。農地中間管理事業に移行の予定です。

酒田90番、賃貸借、浜中の畑3筆、広岡新田の〇〇さんから〇〇さんへ。申請事由は相手方の要望で、10アール当たり賃料4,000円、3年になります。賃料について申請者に確認したところ、上物は考慮されていないということでした。

松山4番、所有権移転、山寺字下川原の畑1筆、庄内町の〇〇さんから同じく庄内町の〇〇さんへ。申請事由は相手方の要望になります。別添資料1ページをご覧ください。10アール当たりの価格のほうが9万7,000円で面積換算しますと5万円の価格になります。

平田8番、所有権移転、砂越の田1筆、砂越の〇〇さんから砂越の〇〇さんへ。申請事由は相手方の要望で贈与になります。

説明は以上になります。

○齋藤 均 議長 農地調査委員会の報告をお願いします。

○8番 五十嵐弘樹委員 8番、五十嵐です。

6月5日に第3班による農地調査委員会を行っております。議第26号 農地法第3条の規定による許可申請については、農地調査委員会では協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないと意見だったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長 質疑に入る前ではございますが、3条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。今回の議案の中で、地元農業委員からは現地調査の結果、特に疑義のある報告は受けてないということですが、何かお気づきの点など補足的説明があれば、初めにお願いします。何かございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長 ないようですので、これより質疑に入ります。

初めに、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件を先に審議します。

20番、阿部香美委員に該当する案件がありますので、この案件を先に審議します。20番、阿部香美委員の退席を求めます。

暫時休憩します。

(休 憩)

(再 開)

○齋藤 均 議長 再開します。

質疑に入ります。

20番、阿部香美委員に関連する議案書11ページ、酒田90番の議事参与の制限の案件について、ご質問、ご意見のある方、お願いします。ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長 ないようですので、酒田90番の質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長 異議ないようですので、酒田90番の議事参与の制限の案件については、許可決定とします。

ここで、20番、阿部香美委員の退席を解除します。

暫時休憩します。

(休 憩)

(再 開)

○齋藤 均 議長 再開します。

続きまして、議事参与の制限以外の案件について審議します。

ご質問、ご意見のある方お願いします。ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長 ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

これまで許可決定した議事参与の制限以外の議案について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長 異議ないようですので、農業委員会法に関する法律第31条の規定による議事参与の制限以外の案件について、許可決定といたします。

以上により、議第26号については、全て許可決定となりました。

続きまして、議第27号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局長 議第27号 農地法第5条の規定による許可申請については、2件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。

詳細について、農地係長が説明いたします。

○農地係長 議第27号 農地法第5条の規定による許可申請についてです。

13ページをご覧ください。

酒田7番、浜中字三間山の畑、計61筆、登記簿面積3万3,536平方メートル、実測面積1万4,123平方メートル、浜中三間山の〇〇さん外16名から、両羽町の〇〇さんへの貸借となります。採取量は2万8,352立方メートル、最大発掘深が2メートルです。今回は9回予定している計画の4回目になります。

別紙資料の15ページから38ページが、酒田7番の関連の資料になります。

資料15ページをご覧ください。

赤い線の箇所が今回の申請地です。場所が浜中地区の浜中集落の北側になります。

16ページは平面図になります。

搬出路につきましては、南側から農道を通り県道に出る計画となっております。

17ページから20ページは現況写真となります。

21ページは全体計画の図面になります。

今回の申請は中央下段の部分になります。

22ページから38ページは、優良農地造成後の耕作確認書となります。栽培作物はメロン、サツマイモとなっております。

続きまして、議案書15ページをご覧ください。

酒田8番、宮内の畑1筆、2,281平方メートル、宮内の〇〇さんから宮内の六ツ新田の〇〇さんへの貸借になります。

この案件は、令和5年5月総会で、酒田農業振興地域整備計画の変更の際に酒田市長から意見を求められ、皆様よりご審議いただき、農業用施設用地として用途区分の変更をご承認いただいた案件となります。

今回は、こちらに引き続いての転用の案件となります。

別添資料39ページから42ページが酒田8番の資料になります。

39ページをご覧ください。

場所は六ツ新田集落の北側になります。

40ページをご覧ください。

こちらは建物の配置図になります。

41ページ、42ページをご覧ください。

こちらは現況写真となっております。

説明は以上です。

○齋藤 均 議長 農地調査委員会の報告をお願いします。

○8番 五十嵐弘樹委員 8番、五十嵐です。

議第27号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地調査委員会では、協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長 質疑に入る前ではございますが、5条許可申請の案件ですので、地

元農業委員の現地調査の結果を確認します。

酒田7番の砂採取案件については、地元委員の確認のほか、砂利対策協議会で審議を行っておりますので、地元委員からの報告は割愛します。

酒田8番の案件について、4番、大場重樹委員より報告をお願いします。

○4番 大場重樹委員 4番、大場です。

5月27日に事務局と私で現地確認を行いました。申請箇所は転用による周辺の農地への影響もなく施設としての大きさも適正であると思われます。よって、許可には支障のないものと思われます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○齋藤 均 議長 これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方お願いします。ご質問ありませんか。

尾形委員。

○13番 尾形大介委員 13番、尾形です。

砂取りの話なんですけれども、確約書のほうばあっと見ても、毎回いろんな従事日数365日というのは今回なかったんですけれども、362日とかはありますが、これは確約書でちゃんと書いて出すわけですよ。記入されていない〇〇さん、〇〇さんだっけかな、作業従事日数を書いていないのもあるんですけれども、これ事務局とかでチェックをしないんでしょうか。

○齋藤 均 議長 事務局。

(発言する者あり)

○齋藤 均 議長 局長。

○事務局長 申し訳ございません。事務局のほうでの確認ミスでございました。

後日、そちらの資料、所管しております農林水産課のほうに確認をいたします。

申し訳ございませんでした。

○齋藤 均 議長 尾形委員。

確認ミスだそうです。よろしいでしょうか。

○13番 尾形大介委員 よろしいですけれども、365日というのはあり得るものなのかなというのを、何か結局書かされて出している感じで、そこら辺のところ、書くんだったらちゃんと250日と書いてほしいなという気持ちはありますけれども、働き者は働き者でいいんですけれども。

(発言する者あり)

○齋藤 均 議長 局長。

○事務局長 所管のほうに、書き方につきましても、きちんと精査して現実的な数字を記入してくれるよう申し伝えておきます。

○齋藤 均 議長 農業委員会の総会でこういう意見がありましたということをお伝えしたいと思います。

尾形委員、よろしいでしょうか。

○13番 尾形大介委員 はい。

○齋藤 均 議長 じゃ、進めます。

ほかに何か、ございませんでしょうか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長 ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第27号 農地法第5条の規定による許可申請についてを許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長 異議がないようですので、議第27号については許可決定とします。

続きまして、議第28号 農用地利用集積等促進計画の許可についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局長 議第28号 農用地利用集積等促進計画の認可については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により、やまがた農業支援センターから認可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。

詳細については、農地係長が説明いたします。

○農地係長 議第28号 農用地利用集積等促進計画の認可についてです。

内容としましては、利用権設定については4月、所有権移転については5月の定例総会においてご承認いただきまして、促進計画策定の要請をしておりました案件となります。

このたび、やまがた農業支援センターより、議案書17、18ページのとおり中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の認可申請があったことから、認可してよろしいか

ご審議いただくものとなっております。

なお、認可につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律により、県知事の認可を受けなければならないとされておりますが、本市は、県より認可・公告の権限の委譲を受けております。よって、本市において認可するものとなります。

17ページは知事裁定の利用権設定になります。

表を読み上げます。

知事1、貸付者、新青渡の亡〇〇相続財産。新青渡の田2筆。権利の種類、賃貸借。公告予定日、令和8年6月17日。貸付收受回数、5回。10アール当たり賃料1万円。借受者、漆曾根の〇〇さんです。

知事2、貸付者、本川の亡〇〇相続財産。本川の田2筆。権利の種類、賃貸借。公告予定日、令和8年6月17日。貸付收受回数、5回。10アール当たり賃料1万円。借受者、本川の〇〇さんです。

知事3、貸付者、盛岡市の亡〇〇相続財産。広岡新田の田2筆。権利の種類、賃貸借。公告予定日、令和8年6月17日。貸付收受回数、5回。10アール当たり賃料8,000円。借受者、坂野辺新田の〇〇さんです。

知事4、貸付者、広野の亡〇〇相続財産、田2筆。権利の種類、賃貸借。公告予定日、令和8年6月17日。貸付收受回数、5回。10アール当たり賃料8,000円。借受者、坂野辺新田の〇〇さんです。

知事5、貸付者、広野の亡相続財産。田2筆。権利の種類、賃貸借。公告予定日、令和8年6月17日。貸付收受回数、5回。10アール当たり賃料8,000円。借受者、坂野辺新田の〇〇さんです。

知事6、貸付者、桜林の亡〇〇相続財産。田5筆。権利の種類、賃貸借。公告予定日、令和8年6月17日。貸付收受回数、5回。10アール当たり賃料1万円。借受者、桜林の〇〇さんです。

18ページは所有権移転になります。

表を読み上げます。

特注5番、出し手、中牧田の〇〇さん。中野俣の田1筆。権利の種類、所有権。公告予定日、令和8年6月17日。10アール当たり単価30万円。受け手、中野俣の〇〇さんです。

特注6番、出し手、飛鳥の〇〇さん。飛鳥の田1筆。権利の種類、所有権。公告予定

日、令和8年6月17日。10アール当たり単価40万円。受け手、飛鳥の〇〇さんです。

説明は以上となります。

○齋藤 均 議長 農地調査委員会の報告をお願いします。

○8番 五十嵐弘樹委員 8番、五十嵐です。

議第28号 農用地利用集積等促進計画の認可については、農地調査委員会では協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見だったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長 これより質疑に入ります。

初めに、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件を先に審議します。

14番、樋口準二委員に該当する案件がありますので、この案件を先に審議します。

14番、樋口準二委員の退席を求めます。

暫時休憩します。

(休 憩)

(再 開)

○齋藤 均 議長 再開します。

質疑に入ります。

14番、樋口準二委員に関連する議案書17ページ、知事1番の議事参与の制限の案件について、ご質問、ご意見のある方、お願いします。ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長 ないようですので、知事1番の質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長 異議ないようですので、知事1番の議事参与の制限の案件については、許可決定とします。

ここで、14番、樋口準二委員の退席を解除します。

暫時休憩します。

(休 憩)

(再 開)

○齋藤 均 議長 再開します。

続きまして、議事参与の制限以外の案件について審議します。

ご質問、ご意見のある方お願いします。ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長 ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

これまで許可決定した議事参与の制限以外の議案について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長 異議がないようですので、農業委員会法に関する法律第31条の規定による議事参与の制限以外の議案について許可決定とします。

以上により、議第28号については、全て許可決定となりました。

続きまして、議第29号 酒田農業振興地域整備計画の変更についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局長 議第29号 酒田農業振興地域整備計画の変更については、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、酒田市長から意見を求められているものです。

詳細につきまして、農地係長が説明いたします。

○農地係長 議第29号 酒田農業振興地域整備計画の変更についてです。

20ページをご覧ください。

今回の変更は、農地から農業用施設用地への用途変更です。

別添資料、43ページから57ページのこの案件の資料になります。

43ページをご覧ください。

こちらは事業計画書になります。事業計画者は庄内町小出新田の〇〇さん。畑2筆、1,030平方メートルに乾燥調製施設を建設するための用途区分の変更になります。〇〇さんの経営面積は酒田市で6万2,697平方メートル、庄内町で5万1,734平方メートル、

計11万4,431平方メートルになります。

施設の概要は、乾燥機等格納庫1棟、約199平方メートル。構造は鉄骨造、平屋建て。通路及び転回場約554平方メートル等になります。工期は令和8年9月から令和9年1月を予定しています。

被害防除措置等については44ページをご覧ください。

45ページから48ページは、地区農業振興協議会理事会、隣接土地所有者からの同意書、承諾書になります。

46ページの自治会のほうについて、酒田市と印刷なっているところがありますけれども、こちらは庄内町の小出新田自治会になり、今、農政課を通して書類のほう差し替えのほうをしているところです。

別添資料の49ページは公図です。

50、51ページは登記簿の写しです。

別添資料、52ページは位置図です。

53ページは案内図になります。

場所は庄内町の小出新田の養豚施設の南側の農地になります。

別添資料、54、55ページをご覧ください。

こちらは現況写真となっております。

別添資料の56ページをご覧ください。

こちらは建物配置図になります。

別添資料、57ページをご覧ください。

こちらは平面図となっております。

私からの説明は以上となります。

○齋藤 均 議長 農地調査委員会の報告をお願いします。

○8番 五十嵐弘樹委員 8番、五十嵐です。

議第29号 酒田農業振興地域整備計画の変更について、農地調査委員会では協議及び審議の結果、本件に同意することに特に問題はないと意見であったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長 これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方お願いします。ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長 ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第29号 酒田農業振興地域整備計画の変更についてを同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長 異議ないようですので、議第29号については、変更することに同意することといたします。

その他、何か皆様からございませんでしょうか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長 ないようですので、これをもちまして、令和8年6月定例総会を閉会します。

午後 3時 閉会